

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪中央卸売市場本場空調用自動制御設備補修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	ジョンソンコントロールズ(株)	3,234,000	令和2年1月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
2	楠葉取水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設高圧配電設備外改造工事	09B:上下水道施設工事	枚方市	(株)日立製作所	69,850,000	令和2年1月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
3	港区役所中央監視装置修繕(その2)	04:電気工事	港区	東テク(株)	6,380,000	令和2年1月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
4	楠葉取水場取水口ITVカメラ外修繕	10:電気通信工事	枚方市 外	東芝インフラシステムズ(株)	2,299,000	令和2年1月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
5	ATC庁舎外6遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江区	(株)KEI	20,240,000	令和2年1月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
6	真田山公園事務所 電動シャッター修繕	14L:建具工事	天王寺区	東洋シャッター(株)	17,600,000	令和2年1月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
7	舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ外修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	クボタ環境サービス(株)	15,950,000	令和2年1月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
8	旭区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	旭区	三菱重工冷熱(株)	880,000	令和2年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
9	十八条下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 淀川区 西東区 淀川区 東成区 淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	173,690,000	令和2年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
10	巽配水場自家発電設備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区	(株)IHI原動機	10,450,000	令和2年1月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
11	平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立製作所	15,950,000	令和2年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
12	庭窪浄水場2系沈でん池クラリファイヤ補修工事	09B:上下水道施設工事	守口市	水Kingエンジニアリング(株)	34,870,000	令和2年1月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
13	阿倍野区民センター大ホール可動観客席ホイルチャンネルタイヤ等修繕	09D:機械器具設置工事	阿倍野区	コクヨ(株)	4,047,010	令和2年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
14	安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港区	(株)日立プラントサービス	7,810,000	令和2年2月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
15	道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	10:電気通信工事	浪速区 中央区	(株)安川電機	3,300,000	令和2年2月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪中央卸売市場本場集中自動検針設備補修工事	04:電気工事	福島区	東光東芝メーターシステムズ(株)	2,684,000	令和2年2月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	城北寝屋川口水門外12遠方監視装置修繕	10:電気通信工事	城東区 旭区 都島区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	3,223,000	令和2年2月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
18	深江抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	東成区 城東区 平野区	(株)明電舎	162,250,000	令和2年2月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
19	楠葉取水場監視制御設備改良に伴う既設管理設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区 寝屋川市	東芝インフラシステムズ(株)	185,900,000	令和2年2月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
20	柴島浄水場高度浄水処理棟オゾン発生設備補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	352,000,000	令和2年2月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
21	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴う既設浄水管理設備改造工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立製作所	84,480,000	令和2年2月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
22	生野区役所チラーユニット 温度調節器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	生野区	ダイキン工業(株)	484,000	令和2年3月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
23	中央高等学校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	中央区	三精テクノロジーズ(株)	44,990,000	令和2年3月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
24	住吉配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備2改造工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立製作所	77,000,000	令和2年3月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
25	我孫子第2住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉 東住吉 都島 平野	東芝エレベータ(株)	114,400,000	令和2年3月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
26	巽第1送水管(巽北4丁目)1100mm送水管改良工事	01:土木工事	生野区	JFE・久本特定建設工事共同企業体	85,800,000	令和2年3月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K10、K11	-
27	東喜連第4住宅(3・5号館)外4住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野 西成	フジテック(株)	136,400,000	令和2年3月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
28	やたなか小中一貫校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	日本オーチス・エレベータ(株)	14,960,000	令和2年3月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

# 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場空調用自動制御設備補修工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場内に設置している空調用自動制御設備の補修工事を行うものである。

本工事対象設備は、ジョンソンコントロールズ(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、ジョンソンコントロールズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

楠葉取水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設高圧配電設備外改造工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、楠葉取水場施設運転用自家発電設備設置に伴い、楠葉取水場高圧配電設備外の改造を行うものである。

これらの設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株) 日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

3

## 随意契約理由書

1 案件名称

港区役所中央監視装置修繕（その2）

2 契約相手方

東テク(株)

3 随意契約理由

港区役所に設置している中央監視装置システムは、6階事務室に設置している中央監視装置操作盤から各階配電盤内に設置している中央監視装置端末器へ回線を通じ、高圧受電設備・給排気ファン・受水槽・給湯循環ポンプ等の設備の稼働状況を一括監視するシステムである。また、防災監視装置とも連動しており、当区役所の重要な役割を持つシステムでもある。

今回の修繕では、リモート機器は既設利用とし、老朽化したセンター装置部分を取り替えるものであるため、既設回路との整合を保ち、設備の性能を継続・維持させなければならない。

中央監視装置システムは施設毎の特性に応じた設計がなされており、修繕にはハード及びソフトウェアなどの設計業者の独自の情報技術が不可欠となる。

上記業者は当該システムの設計及び工事の施工業者であり、修繕にあたっては既設設備に対する技術を必要とするとともに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所総務課（電話番号 06-6576-9937）

4

## 随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場取水口 ITV カメラ外修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、楠葉取水場取水口 ITV カメラ及び豊野浄水場中央管理室大型画面の故障を修繕し、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 東芝が独自の技術により設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、(株) 東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューションズ社が平成29年7月1日に東芝電機サービス (株) に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス (株) から東芝インフラシステムズ (株) に社名変更した。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

5

2

## 随意契約理由書

1 工事名称

A T C 庁舎外 6 遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) K E I

3 随意契約理由

本工事は、新庄大和川線共同溝及び道路情報板の被遠方監視装置の改修に伴い、A T C 庁舎内外 6 か所の遠方監視装置を改修するものである。

本工事で改修する遠方監視装置は (株) K E I が設計製作設置した監視装置であり、共同溝は電気・ガス・水道などのライフラインを収めた施設のため監視装置の改修にあたっては既設監視装置の機能を保障させながら行う必要がある。さらに既設監視装置の改修に必要なシステム全体の変更 (機能追加・設定変更) を行うためには既設監視装置の設計製作者独自の技術が必要である。

また、既設監視装置設計製作者である (株) K E I 以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である (株) K E I と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7416)

6

## 随意契約理由書

1 修繕名称

真田山公園事務所 電動シャッター修繕

2 契約相手方

東洋シャッター㈱

3 随意契約理由

本件は、当事務所敷地内に設置されている電動シャッターの部品の破損、劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本シャッターは東洋シャッター㈱が製作・設置したものであり、施工にあたっては制作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター㈱のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所 (電話番号06-6761-1770)





## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ外修繕

### 2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

### 3 随意契約理由：

今回修繕を行う脱水ケーキ移送コンベヤは、舞洲スラッジセンターの遠心脱水機から排出される脱水ケーキを移送する設備である。

現在、当該コンベヤの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本機器が稼働しなければ、遠心脱水機から産出する脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから修繕する必要がある。

また、生物脱臭設備においても、脱臭水洗塔給水ポンプ吐出管等が長時間の運転により、著しく腐食、損傷しているため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)クボタから下水処理場設備の修繕を移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

8

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

旭区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工冷熱(株)

### 3 随意契約理由

旭区役所庁舎に設置している空調設備のうち、熱源であるガス吸収式冷温水発生機は、三菱重工冷熱(株)製が使用されている。

今回この機器における高圧再生器圧力センサー等のチラーユニットが故障し、運転に支障が生じているため、消耗部品の交換が必要となった。

本修繕部品について、同社独自の技術により、設計、製造されており、また同社の受注生産となっていることから、同社以外での部品調達及び整備技術面の対応は不可能である。

また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して一貫して責任を持たすことができるのは、三菱重工冷熱(株)だけである。

上記理由により、三菱重工冷熱(株)と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

旭区役所企画総務課(電話番号:06-6957-9625)

9

## 随意契約理由書

1 工事名称： 十八条下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由：

本工事は、十八条下水処理場外5か所で別途施工する電気設備工事等に伴い必要となる監視機能、自動制御機能などを既設監視制御設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器及び配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

10

## 随意契約理由書

1 案件名称

巽配水場自家発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) IHI 原動機

3 随意契約理由

本修繕は、巽配水場に設置している自家発電設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、新潟原動機(株)が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は新潟原動機(株)が統合された(株) IHI 原動機のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

1 工事名称：平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：日立製作所（株）

3 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場で別途施工する電気設備工事に伴い必要となる監視機能等を既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設設備は、日立製作所（株）が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する設備機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、日立製作所（株）のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

12

## 随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 2 系沈でん池クラリファイヤ補修工事

2 契約の相手方

水 ing エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本工事は庭窪浄水場 2 系沈でん池に設置しているクラリファイヤの整備補修を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は荏原インフィルコ (株) が独自に設計、製作したものであり、補修工事による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また工事の履行にあたり、現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

現在、荏原インフィルコ (株) の当該設備に関する事業は水 ing エンジニアリング (株) に事業継承されているため、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は水 ing エンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (維持設備)

(電話番号 06-6907-4473)

13

## 随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区民センター大ホール可動観客席ホイルチャンネルタイヤ等修繕

2 契約の相手方

コクヨ (株)

3 随意契約理由

阿倍野区民センター大ホールの可動観客席設備については、コクヨエンジニアリング & テクノロジー (株) が製造・施工したもので、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、コクヨエンジニアリング & テクノロジー (株) から社名変更を行ったコクヨ (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課 (市民協働) (電話番号 : 06-6622-9787)

14

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

### 3 随意契約理由

本工事は、安治川1号・11号上屋に設置している苛性ソーダの循環系統及び空気調和設備を補修するものである。

安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる(株)日立製作所から当該くん蒸・定温設備に関する補修業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

港湾局計画整備部設備課 (機械)

電話番号 06-6552-0057



15

## 随意契約理由書

1. 修繕名称

道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

(株)安川電機

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6647)

16

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場集中自動検針設備補修工事

2 契約の相手方

東光東芝メーターシステムズ（株）

3 随意契約理由

本工事は、市場施設使用者の電気及び水道使用料金の基本データを管理している集中自動検針システムの伝送制御装置本体、バッテリー及び冷却ファンの取替並びに取替作業後に動作確認を行うものである。

本工事の施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である（株）東芝のみが有している。

また本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

なお（株）東芝は、計器事業全般を同社の系列会社である東光東芝メーターシステムズ（株）に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、東光東芝メーターシステムズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

17

## 随意契約理由書

1 修繕名称

城北寝屋川口水門外 12 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する城北寝屋川口水門外 12 箇所遠方監視装置は、城北川河川施設の安全管理に必要な機器を遠方監視装置にて管理している設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機(株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6647)

18

## 随意契約理由書

1 工事名称： 深江抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： (株)明電舎

3 随意契約理由：

本工事は、深江抽水所外2か所における受変電設備等を運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する電気設備機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

19

## 随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場監視制御設備改良に伴う既設管理設備改造その他工事

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、楠葉取水場監視制御設備改良及び豊野浄水場逆洗ポンプ設備外改良に伴い、管理設備の改造を行うものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)東芝以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

(株)東芝の当該事業については、平成29年7月から東芝電気サービス(株)に吸収分割され、同時に東芝インフラシステムズ(株)に社名変更されている。

よって、本工事を実施できるのは東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場高度浄水処理棟オゾン発生設備補修工事

## 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場高度浄水処理棟に設置しているオゾン発生設備の補修を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、補修による一部機器の取替えや試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、施工するにあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を施工し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号06-6616-5542）

21

## 随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴う既設浄水管理設備改造工事

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴い既設浄水管理制御設備の改造を行うものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

22  
随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所チラーユニット 温度調節器修繕

2 契約相手方

ダイキン工業 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所内に設置されているチラーユニット内の温度調節器の取替えを行うものである。チラーユニットとは、夜間電力を使用しブライン液を循環させて氷を作り、貯めておいた氷により日中に冷房をする設備である。温度調節器は、機器内を循環するブライン液の測定温度と目標温度を一致させるために弁を制御するなど、ブライン液の温度が設定値となるよう制御するために必要なものである。

本装置は、ダイキン工業 (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課 (電話番号06-6715-9625)



23

## 随意契約理由書

1 案件名称

中央高等学校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

「中央高等学校 昇降機設備改修工事」(以下、本工事)は、昇降機設備の経年劣化に伴い現行設置基準に基づき実施する改修工事である。

本昇降機設備は、~~三精テクノロジーズ (株)~~が製造・設置したものである。昇降機設備設置から28年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状態である。故障が発生すると、昇降機本体が停止し、利用者の閉じ込め事故が発生する恐れがあり、学校運営に著しい支障をきたすことから計画的に部品の取り換え工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施行責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9153)

24

## 随意契約理由書

1 案件名称

住吉配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備2改造工事

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、住吉配水場監視制御設備改良に伴い既設配水管理設備2の改造を行うものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

25

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

我孫子第2住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

26

## 随意契約理由書

1 案件名称  
巽第一送水管（巽北4丁目）1100mm 配水管改良工事

2 契約の相手方  
JFE・久本特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

現在、当局では大阪市南部区域の安定供給のため、最重要管路である巽第一送水管について「巽第1送水管 1500mm（生野）送水管改良工事（1350mm 送水管布設）」（工期末：令和4年3月31日）を契約・施工中であり、本工事は当該工事に含まれていない一部鋼管区間（1100mm）について、内管挿入により改良工事を行うものであります。

当局管理の水道管は大きく分類すると铸铁管、ダクタイル铸铁管、鋼管の3種類に分類され、運営方針並びに経営戦略においては、切迫する南海トラフ巨大地震に備え、水道法第5条第4項に定めのある水道施設に関する技術的基準（施設基準）に基づき、管路が備えるべき耐震性能（送水管の場合はレベル2地震動）を満たすため、令和9年度末までに地震時に被害が集中する铸铁管や、耐震適合性の低下が懸念される一般継手のダクタイル铸铁管を耐震管（耐震継手のダクタイル铸铁管や溶接鋼管）に更新するとともに、併せて重要給水施設に至る管路の耐震化に取り組み、震災時における断水被害の低減を図ることを目標に、管路の更新を進めているところであります。

鋼管については、WSP（日本水道鋼管協会）の試験を踏まえ、レベル2地震動に対しても追従可能な耐震管路として位置付けており（別紙参照）、また、鋼管の腐食速度や標準管厚より算出した実質的な使用可能年数について、口径800mm以上については、80年程度と評価していることから、この年数に達していない鋼管は、更新対象外としています。

また、巽第一送水管は、市内南部地域の安定給水に必要な基幹管路であるため、断水が可能となるのは、基本的には事故時や改良工事時のみであり、事前に管内面の調査を行うには、断水をして管内の水をすべて排水した上での管内調査が必要となるが、上述のとおり、重要な基幹管路であり且つ、他の工事の断水状況や市内の配水状況を確認しながら総合的に判断する必要もあることから、度重なる断水は市民生活に重大な影響を及ぼしかねないと判断し不可能な状況でありました。

これらのことを踏まえ、巽第一送水管についての更新計画についても、一般継手のダクタイル铸铁管を更新対象とし、鋼管（昭和40年埋設、55年経過）については、更新対象外として発注しました。

しかし、当該送水管の改良工事に着手し、施工区間を断水して鋼管の内面状況を

調査したところ、管内面の塗装の剥離が著しいことが判明し、今後、この内面塗装の剥離箇所から腐食が進行し、漏水を発生させる原因となる可能性があることから、早急な対策が必要であるとの判断に至り、対策を検討しました。

その結果、当該鋼管の口径も 1100mm と大口径であり、道路を掘削しての布設替は施工困難なため、現在、施工中の改良工事にて行っている方法と同様に、既設管内に新たな鋼管を挿入して管路を更新する方法しかなく、そのためには当該工事で築造した同様の立坑が必要となります。

これらのことから、今回発注予定の更新工事も本来であれば一般競争入札に付することが適当ですが、現在工事中の路線にある立坑を使用し、更新工事を行うことで漏水等による市民生活への影響の早期回避や新たな立坑築造に係る工期の短縮及び経費の削減ができ、また、同一業者で施工を行うことで、安全・円滑かつ適切な施工を確保することができます。

よって、本工事における一貫した責任や施工管理を求め、JFE・久本特定建設工事共同企業体にて施工を行うことが本市にとって有利であると認められると考えています。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

なお、今回の状況を踏まえ、更新対象と隣接して鋼管が埋設されている場合は、事前に劣化状況等の調査を行い、効率的かつ効果的な管路更新の実施について検討を行っていきます。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

#### 5 既契約工事

異第 1 送水管 1500mm (生野) 送水管改良工事 (1350mm 送水管布設)

#### 6 担当部署

水道局工務部配水課 (電話番号 06 - 6616 - 5574)

#### 【参考】

##### ○事後審査型制限付き一般競争入札に付した場合

予定価格 (概算) : 141,210,000 円 (税抜)

最低制限価格 (概算) : 131,530,000 円 (税抜)

##### ○随意契約に付した場合

予定価格 (概算) : 60,000,000 円 (税抜)

27

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東喜連第4住宅(3・5号館)外4住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

フジテック(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

28

## 随意契約理由書

1 案件名称

やたなか小中一貫校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

「やたなか小中一貫校昇降機設備改修工事」（以下、本工事）は、昇降機設備の経年劣化に伴い現行設置基準に基づき実施する改修工事である。

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から28年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状態である。故障が発生すると、昇降機本体が停止し、利用者の閉じ込め事故が発生する恐れがあり、学校運営に著しい支障をきたすことから計画的に部品の取り換え工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施行責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

（電話番号 06-6208-9153）